

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十五号

令和五年埼玉県告示第千二百九十五号で公示した公共測量は、令和六年三月十五日終了した旨測量計画機関である嵐山町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕